

古義堂と朱舜水・安東省菴一門との交流

— 礼および文章の作成をめぐる —

杜 絡 嘉

Interaction between Kogido and the School of Zhu Shunshui and Anto Seian — Exploring Rituals and Composition of Writings —

DU LuoJia

This paper examines the interactions between ITO Jinsai and the school of ZHU Shunshui and ANTO Seian during the Kanbun era, revealing the influence of Shunshui and Seian on Jinsai. The current collection of Jinsai's writings in the "Collected Works of the Kogaku Sensei" from the Kanbun period and earlier works were significantly influenced by his interactions with Shunshui. It is easy to imagine that Jinsai was greatly stimulated by this exchange. Moreover, Jinsai's emphasis on writing is undeniable, influencing Togai and ultimately contributing to research on writing and elementary studies related to Kogido. On the other hand, the exchange between Jinsai and Seian centered around ritual studies, particularly discussions on specific rites and the substance of ritual studies. Previous studies on Kogido did not emphasize its ritual studies significantly. However, Jinsai began to focus on ritual studies from the Kanbun era and engaged in practical applications, especially after the death of his parents in the early Enpo period. His works, such as "漢文帝除肉刑論" and "論語古義第二本" contain scattered descriptions related to ritual studies. Kogido continued its research on ritual books and ritual studies thereafter.

キーワード：伊藤仁斎 (ITO Jinsai)、朱舜水 (ZHU Shunshui)、安東省菴 (ANTO Seian)、礼学 (Ritual Studies)、文章作成 (Composition of Writings)

伊藤仁斎（一六二七～一七〇五）と朱舜水（一六〇〇～一六六二）・安東省菴（一六二二～一七〇一）との関係については、これまでの先行研究で一定程度論じられている。たとえば、石田一良「仁斎学の形成過程 青壮年時代の仁斎の思想と環境」（同志社大学人文学会『人文学』所収、一九五五年）が仁斎と朱舜水とのやりとりおよび朱舜水の仁斎に対する影響を詳しく論じており、また最近の研究では、澤井啓一『伊藤仁斎』（ミネルヴァ書房、二〇二二年）の第二章第四節が、朱陸異同という視点を通して伊藤仁斎と舜水・省菴とのやりとりおよび影響を再確認している。両氏の研究はいずれも優れたもので、重要な視点を提供しているといえよう。

しかしながら、これらの研究にはまだ検討の余地が残されている。朱陸異同の問題以外に、舜水・省菴が仁斎に与えた影響には、さらに二つの側面があると考えられるのである。一つは礼に関する事柄、具体的に言えば中国の礼制および礼の本質に関する思索である。礼学は寛文年間、古義堂を開いた仁斎が思索した主な対象の一つであったことは間違いなく¹⁾、それはこれまで構築された仁斎像とはやや違うイメージを提示するものと思われる。

もう一つは文章の作成に関する事柄である。寛文年間およびそれ以前の仁斎の文章は、実は朱舜水の手で修正されたものが少なくない。舜水が仁斎に与えた最も深い影響は、そうした文章の作成の方法であったように思われる。

礼学および文章作成は寛文期だけではなく、その以降も重要視された古義堂の課題であり、特に礼学については、これまでの先行研究ではあまり重要視されていない。そこで舜水・省菴と仁斎とのやりとりを再検討し、これらの問題に迫ってみたい。

1 仁斎と省菴門人との出会い

寛文三年（一六六三）の春頃、ある青年が上洛して仁斎に入門し、仁斎に舜水・省菴と知り合うきっかけをもたらした。その青年の名は片岡宗純であり、安東省菴門人で、省菴とは同郷である。その入門に関して、伊藤東涯は『先游伝』に、

省庵夙服先子之名行、遠通書音。又使其門人片岡宗純、上都就学。²⁾

1) 寛文年間の仁斎は確かに『論語』『孟子』などの経典に注目していたが、一方で、後述のように、彼はこの時期から『礼記』などの礼書にも注意を払い、輪読会を開催していた。特に、『古学先生文集』には、「父在觀其志章解 与山形宗房」という文章があり、その中で礼を核心として『論語』の「父在觀其志章」を解釈している。こうした解釈は後に見られない、寛文年間における仁斎独特の解釈である。「父在觀其志章解 与山形宗房」については、拙稿「寛文期の伊藤仁斎と地下官人：山形宗房を手がかりに」（『東アジア文化交渉研究』第16号、2023年）を参照のこと。

2) 関儀一郎編『日本儒林叢書』第十四卷（鳳出版、1971年）『先游伝』、5頁。

と述べている。「先子」とは仁齋その人である。省庵が仁齋を慕って書簡を送り、また門人宗純に京都に行って仁齋のもとに勉強するよう勧めたという。一方、仁齋の「送片岡宗純還柳川序」（『古学先生文集』巻一、寛文四年頃の作）には、

柳川片岡宗純生、以去年春来遊京師、嘗舍刺訪予廬。予觀其為人也、言語有序、進退有度、雍容間雅、大非向四方遊學之士比。予疑之曰、其性然乎、將由其所學乎。因款其所學。則曰、嘗學於同邑安東省菴先生者。而又出其師文十數首而視之。執而閱之、則皆出入經術、根柢義理、鑿鑿有意味。繇歎曰、生之可觀者、因此而已矣。又自熹曰、吾前所欲得而觀之者、則此人也。而其師省菴、又得中華真儒為之師。則柳川生之藍田合浦、而非佞求之洛市焉者也。

とある。これを見ると、仁齋への入門は宗純の自発的な行為だったようである。そしてこの時、仁齋は宗純から示された省菴の文章を読んで感心したこともわかる。また、この「送片岡宗純還柳川序」と同じ時期に書かれた「答安東省菴書」（第一）（『古学先生文集』巻一）に「僕嘗聞仙槎著于長崎、窃欲摠衣相從于門下。然以人子之孝、不可航海遠遊、遂不果往」とある。「仙槎」とは仙人の乗る筏のことで朱舜水を指すから、仁齋はかつて舜水が長崎にいることを聞き、舜水に師事したいと願ったが、両親がいるため長崎留学の計画は果たせなかったという。万治二年（一六五九）の冬頃、舜水は七度目に長崎に渡り、その後日本に流寓したが³⁾、この頃の仁齋はひどい病気で隠居生活の最中で話し相手は井上養白一人だったとされるから⁴⁾、その計画を立てたのは隠居生活を終えた寛文年間のことかと想像される。いずれにしても、宗純の遊学は仁齋にとって舜水と接触する一つの契機になったのであろう。また、仁齋と省菴の交流が始まったのも、宗純の遊学以降のことに違いない。

この宗純の入門と前後して、省菴門人の浜田文四郎も仁齋に師事するようになった⁵⁾。『先游伝』に、

3) 徐興慶編『新訂朱舜水集補遺』（国立台湾大学出版中心、2004年）付録一「朱舜水先生相関年表」311頁を参照した。

4) 東涯の「先府君古学先生行状」に、「俄而罹羸疾、驚悸弗寧者殆十年所。俯首傍幾、不出門庭。左近里人、多不識面。其所与語者、井上養白一人而已」とある。

5) 浜田の正確な入門時期は不明だが、たとえば仁齋の「与片岡宗純書」の中で浜田の近状が言及されるため、宗純が柳川に戻る前に、浜田がすでに仁齋に師事して宗純とも親交していたことがわかる。そのため、宗純と同時期に入門したと考えられる。

字整夫、称文四郎。勢州之産。本国司之裔。壮年志学、遊于京師。時省庵因事在京、善長服其学行、不待促装、便隨赴柳川。後寓于京師、事先子尊信甚至。遂遊江戸、為稻葉石州諸公所礼遇。□年中卒、年七十余。亦有志之人也。⁶⁾

とある。これによれば、浜田文四郎は京都で省菴と出会い⁷⁾、その後柳川に赴いて省菴に学んだ。文四郎は後に京都に住んで仁斎に師事し、はなはだ尊信したという。文四郎は仁斎の天和年間の『日記』にも頻繁に登場し、仁斎と親交したことがわかる。

「送片岡宗純還柳川序」によれば、寛文四年（一六六四）頃、宗純は持病のため、柳川に戻った⁸⁾。その際、仁斎は省菴に書簡、すなわち「答安東省菴書」（第一）を託し、省菴に依頼してかつて果たせなかった舜水に師事する計画を再び立てた⁹⁾。仁斎は結局入門することはできなかったわけだが、仁斎と省菴の書簡、および省菴と舜水の書簡を見ると、舜水は仁斎に大きな影響を与えたものと思われる。そこで次にその影響を具体的に分析したい。

2 文章作成をめぐるやりとり

さて、『朱舜水集』を見ると、省菴宛での書簡四通で仁斎のことが論じられている。行論の関係上、その中の一つは今回の内容と関係がないため、他の三通についてとり上げる。

I 伊藤誠修、誠貴国之翹楚、頗有見解。賢契欲然不足、大為推重、虚心好賢、此更賢契美德、然賢契豈遂出其下。（中略）如果聞其欲來、賢契幸急作書止之。若一成聚訟、則紛然多事矣。¹⁰⁾

II 伊藤誠修学識文品、為貴国之白眉。然所学与不佞有異。不佞之学、木豆・瓦罍・布帛・菽粟而已。伊藤之学、則雕文・刻鏤・帛繡・纂組也。未必相合一也。且不佞居於此地、人

6) 注2、11頁。

7) 浜田文四郎と省菴の出会いが省菴38歳、万治二年のことと考えられる。菰口治・岡田武彦『安東省菴・貝原益軒』（明德出版社、1985年）「略年譜」67頁によれば、この年、省菴は京都に滞在していた。

8) 「今（宗純、引用者注）又以疾告帰」とある。

9) 「答安東省菴書」（第一）に、「（仁斎、引用者注）嗣欲附宗純弟處上狀、又深恥文采鄙拙、滯滯到於今也、千萬悵惘。聞先生近以親藩之招、將赴於武城、僕又欲埃侍養有人、往從先生於武城、不知先生許之否。（中略）会宗純弟、以疾帰往、肅裁以復」とある。「親藩之招」とは、寛文四年、水戸藩主徳川光圀が儒臣小宅生順を長崎に遣わして舜水を招こうとしたことを指す。「武城」は江戸のことである。これによれば、仁斎は宗純が病気で柳川に戻った際に「答安東省菴書」（第一）を託し、江戸で舜水に師事したいと省菴に依頼したことがわかる。

10) 朱謙之整理『朱舜水集 上冊』（中華書局、1981年）、160頁。

地則甚輕而声価則甚重、京華人士不敢輕与相接。即有書来、亦当稟明黒川公、其為繁瑣二也。此間人情多好自高、稍有学識、尤且岸然。如此淹貫、豈更求益。且不佞亦不能有以益之三也。¹¹⁾

書簡ⅠとⅡによれば、まず省菴と舜水が仁斎の入門の件をめぐる議論したこと、そして舜水が仁斎の従学を拒否したことがわかる。その理由の一つは舜水の学問と仁斎のそれとの違いにあった。Ⅱによれば、舜水は自らの学問を「木豆・瓦甃・布帛・菽粟」に喩え、仁斎の学問は華やかだが質実さに欠けるものと映った。仁斎は後に日常を重視して高遠華美を批判するようになるが、これは舜水の批判の影響があったかもしれない。また、ここでの「雕文・刻鏤・帛繡・纂組」という批判は、おそらく単なる思想内容の問題だけでなく、文章を書く風格、文章の作成にもかかわると思われる。舜水の文章観については、安東家史料一二九四に

凡作文宜相題立意。先使規模大定、中間起伏佈置。要有法有情。一篇脈絡要使一氣。若断続不貫、先後倒置、雖文詞秀麗、亦不入格矣。二子二語、忙中閑叙。且線索不乱、客主要明。(朱舜水筆語、安東家史料一二九四)¹²⁾

という。つまり、文章作成において脈絡はきわめて重要で、起伏や布置の工夫はもちろん、前後の意味が一貫していなければいけない。でなければ、たとえ表現がどれほど秀麗であっても良い文章とは言えないという。おそらく仁斎の当時の文章は、そのような舜水の作文基準に達しておらず、それゆえ、仁斎の学問も華やかだが質実さに欠けるものと映ったのであろう。末尾にいう「二子」が誰を指すのは不明だが、仁斎と片岡宗純のことだったかもしれない（理由は後述）。以上のⅠとⅡの書簡を見ると、舜水は当初、仁斎にあまり高い評価を与えていなかったことは明らかである。しかしながら、後になると舜水のこの態度は変わる。

Ⅲ 伊藤誠修兄、策問甚佳。較之旧年諸作、遂若天淵。倘由此而進之、竟成名筆、豈遜中國人才也。敬服敬服。片岡宗順、文雖未得肯綮、而語氣絕無蹇澁之病、大不類日本風味。少年又能力学、当大加奨進也。三詩不佳、且有大病、殊不似其文。二兄作本不應批閱改竄、因賢契之言、遂不顧僭越耳。至若門人之稱、恐非所宜。¹³⁾

11) 同書、162頁。

12) 『安東省菴集 書簡篇 附 朱舜水關係史料』（柳川市史編輯委員会、2015年）、122頁。

13) 注10『朱舜水集 上冊』、194頁。

この書簡の執筆時期は判断できないものの、「旧年の諸作」云々という語からして、寛文四年の書簡ⅠⅡの後に書かれたものである。この時点で仁斎の文章は、「中国の人才」に遜色のない本格的な漢文になったと評されるのである。ここに「策問甚だ良し、之を旧年の諸作に較ぶるに、遂に天淵の若し」とあるように、舜水の仁斎に対する評価がまったく変わったことがわかる。この策問が具体的にどの文章を指しているかだが、寛文七年（一六六七）の「私擬策問」（国朝）¹⁴、「私擬策問」（仏氏）¹⁵、「私擬策問」（近世王氏）¹⁶、寛文八年（一六六八）の「私擬策問」（大学非孔氏之遺書）¹⁷のいずれかであろうと思われる。また、「三詩は佳からず、且つ大病有り」というのを見ると、舜水が宗純に対して漢詩の指導を行ったことがわかり、書簡の最後では、舜水が省菴の懇願に応じて「二兄」すなわち仁斎と宗純の文章を、「僭越」を顧みずに改正したという。また、「門人の称の若きに至りては、恐らくは宜しき所に非ず」とあることから、仁斎が舜水の門人と自称したこと、それを舜水は断わったこともわかる。なお、この書簡Ⅲの内容を考えれば、上述した安東家史料一二九四の後半部分の「二子」はおそらく仁斎と宗純を指すと思われる。

次に見るように、実際に舜水が仁斎の文章を直接に修正したこともある。

初四日 江口氏附去書、諒已到矣。内有伊藤集・敬庵記及來問三條。前者關異・敬斎箴俱收到矣。（中略）伊藤誠修誠是学者。閻斎又賓師於井上河内公。貴国文学之興、指日事也。若使二兄不惟自私自利之心、而以力興重学為主、誠貴国千年奇会也。（朱舜水書簡 安東省菴宛 安東家史料一二三一）¹⁸

江口氏とは長崎の商人江口伊右衛門のことである。「伊藤集」は仁斎の文章集と考えられる。「敬庵記」は「敬斎記」の誤記であろう¹⁹。「來問三條」は不明である。興味深いことに、ここでは山崎闇斎の『關異』『敬斎箴』も言及されており、これは闇斎と省菴との間に交流があったことを示している。

さて、この書簡の中には、加賀守鍋島直能が童子下川三省を舜水のもとへ送ったという記事

14) 『古学先生文集』卷五。

15) 『古学先生文集』卷五。

16) 『古学先生文集』卷五。

17) 『古学先生文集』卷五。

18) 注12『安東省菴集 書簡篇 附 朱舜水關係史料』、60頁。

19) 現在『古学先生文集』巻一に「敬斎記」が収められる。

が含まれているが²⁰⁾、この時点で舜水はまだ長崎に滞在しているため、この書簡は寛文四年冬のものだと確定できる²¹⁾。また、同じ安東家史料一二三七（朱舜水書簡 安東省菴宛）には、「來稿及問二經伊藤集奉璧」とある²²⁾。その日付は十月三日と記されており、寛文四年の十月三日に該当すると考えられる。「來稿及問二經」は不明である。「奉璧」とは返却の意味で、「伊藤集」を省菴のもとに返却したことを意味する。次に、安東家史料一三一二（朱舜水書簡 安東省菴宛）には、「敬庵記改上。希炤收。來書京字号、有三封如此」とある²³⁾。「敬庵記」は仁斎の「敬齋記」のことらしく、「來書京字号」は安東家史料一二三一で触れられた「來問三條」を指しているかと思われる。以上の書簡を見ると、仁斎の「敬齋記」は舜水の手で修正された可能性がきわめて高い。

また、東涯の『盍簪録』²⁴⁾には、「舜水在常藩、省菴録吾先君子文章二三道乞批抹。漢文帝除肉刑論²⁵⁾、通篇批圈連下。末批云、誠修文章、貴国白眉」とある。舜水が初めて水戸（常藩）に滞在したのは寛文五年の九月から十二月までである。つまり、寛文五年頃、「漢文帝除肉刑論」（『古学先生文集』巻二）が舜水によって修正されたことは明らかである。

以上の内容によれば、「伊藤集」すなわち仁斎の文章集や「漢文帝除肉刑論」などの文章が舜水の手で修正されたことになる。現在伝わっている刊行された仁斎の文集の一部、特に寛文年間の文章およびそれ以前のもは、舜水によって修正されたものが少なからず含まれているのである。

また、公財・徳川ミュージアム所蔵『舜水先生文集』所収の書簡には次のようにある。

伊藤誠修学行既已兼優、則友一國、友天下、固賢者之事、与之往来、礼所宜然、況渠勤勤

20) 「初六日加賀守遣來一童子拜於門下、就此學問（中略）姓名下川三省」とある。

21) 舜水が加賀守鍋島直能に送った書簡がある。その中の一つには、「春日遲遲（中略）去冬承命以下川三省見委（中略）時下以僕有水戸上公之議（中略）云先若至江戸候僕（後略）」とある。これは寛文五年春の書簡と想定できる。ここに「去冬承命以下川三省見委」とあるので、下川三省が舜水のところに来たのは寛文四年の冬である。

22) 注9『安東省菴集 書簡篇 附 朱舜水關係史料』、67頁。

23) 同書、132頁。

24) 『盍簪録』巻二、『隨筆百花苑』第六卷（中央公論社、1983年）、47頁。

25) 省菴は文四郎に送った手紙「与浜田敬庵 其三」（寛文五年以降の文章と考えられる、注31を参照のこと）に仁斎の論と「送友人書」を受け取ったことを文四郎に伝えている。「送友人書」が何を指すのは不明だが、論は「漢文帝除肉刑論」のことだと考えられる。「漢文帝除肉刑論」の撰述時期は、寛文四年頃と判断できる。寛文四年の秋以降の作と考えられる「与片岡宗純書」の中には、「漢文帝除肉刑論」が完成したから、それを片岡宗純のところに送ったという記述がある。

於賢契、則稍有先施之道矣、何必遲疑。(中略)伊藤集奉壁 (「与守約」)²⁶⁾

この書簡も「伊藤集奉壁」の語が見え、安東家史料一二三一と同時期のものであろうと考えられる。省菴が仁斎との往来について舜水に尋ねたところ、舜水は仁斎の学行は優れているから躊躇しなくてよいと答えている。このことが、省菴が仁斎と真摯に親交を結ぶ決意を抱ききっかけになったと推測される。実際、その後に交わされた省菴と仁斎の書簡を見ると、二人は儒学に関してかなり熱心に議論を行っている。そこで次節では、仁斎と省菴の議論について詳しく論じたい。

3 礼学に関する議論

現在残っている仁斎と省菴との間の書簡は少ない。両者の議論の全体像は見づらいものの、「答安東省菴書」(第二)(『古学先生文集』巻一)はちょうど「答伊藤誠修」²⁷⁾に対応する返信として書かれているため、この二つの書簡を通じて仁斎と省菴との学問交流の一端を垣間見ることができる。

これらの書簡を見ると、議題の核心は礼学と儒医の問題であるが、行論の関係上、ここでは礼学の議題に焦点を当てて検討していくことにする。まず、先行する省菴の「答伊藤誠修」を引用する。

生之言曰、台台每早会令徒輪講礼経、参考諸解、弁折精微、足以觀学而不厭誨而不倦之遺意也。窃惟冠婚葬祭、礼之大者也。子朱子既参酌古今、以作家礼。今復以古礼、況有宜於中国而不宜於吾国者哉。故不斟酌則拘泥不通、妄損益則僭偷有罪。非大德之人、不足以当之。聞縉紳亦虚已聽於台台。伏冀、折衷吾国先王之礼与三礼等、作為家礼、以眎於後世。是豈異人之任乎。

生とは片岡宗純のことである。ここに「輪講礼経」というように、この時期、仁斎は古義堂で礼学に関する読書会を行っていたことがわかる。省菴は礼の中で最も重要な「冠婚葬祭」をめぐる、朱子が古代と当代の礼を参酌して『家礼』を作ったことをふまえ、今中国古代の礼に斟酌を加えずそのまま採用すれば、拘泥する結果、通用しなくなる一方、自分勝手に礼の内

26) 注9『安東省菴集 書簡篇 附 朱舜水関係史料』、264頁。

27) 『安東省菴集 影印編 I』(柳川市史編集委員会、2002年)、457頁。

容を変えれば逆に僭越になってしまうと論じた。中国古代の礼の中には日本に合わないものも存在するため、大徳の持ち主が日本に適した家礼を作る必要があると仁斎に促すのである。これに対して仁斎は次のように述べた。

①夫先王之道礼楽之用為急、而礼之節文最為難明。況非徳之与位兼備者、決難措議於其間。故孔子曰、雖有其位、苟無其徳、不敢作礼楽焉²⁸⁾。雖有其徳、苟無其位、亦不敢作礼楽焉。此乃所謂礼也。後之儒者不然、躬処匹夫而自当有位者之権。吾不知其何説。其意必謂、吾固有徳、可以制礼矣。又必謂、不若此、則礼乃壞矣。而不知礼之大本既已欠然矣。此非老蘇所謂乱与僭与散者耶²⁹⁾。然②僕窃自以謂準古酌今自為一家之礼焉、則可。若欲為天下定其礼、則不可。此真偽公私之弁、最不可不察焉。若孔子之喪、公西赤為志、子張之喪、公明儀為志、則自為一家之礼而行之者也。若諸家礼範、則欲為天下定其礼而制之者也。其事雖似、而其心実霄壤矣。來書曰、不斟酌則拘泥不通、妄損益則僭踰有罪。夫礼固不易損益、而弊必易至拘泥。③然拘泥不通、其罪小矣。越礼躐節、其罪大矣。不若先以古礼為之本、而至於其不可通者、則或減或闕、別用時俗之所宜、耳目之所安者、臨時參酌之稍可也。苟有好礼之士、而欲有為焉、則自有文公家礼儀礼通解在、就此斟酌可也、奚以自制為。④惟礼經広博、殆若入海取宝。初学之士、遽難得通。僕嘗欲倣魏鄭公類次礼、採摭上自尚書三礼、下至春秋内外伝、暨荀子等書、凡一切係於礼者、蒼萃彙輯、立門分部、附以漢唐註疏、諸儒論議、脈絡相通、意義明白、使其前足以有所考、後足以有所伝。而其損益斟酌、自付之於後學者之自扱焉。庶乎当自無僭踰有罪之失、而亦免拘泥不通之病矣。然徒有其志而力未能也。天若假我於年、方自成一家之書、略為行礼者之津梁。不知能成否乎。（「答安東省菴書」(第二)）

これによれば、先王の道において礼楽は必須なものだが、礼の「節文」すなわち礼の具体的なやり方は明らかにしがたい、礼は必ず徳と位（身分）の双方を兼ね備えた人物しか作れないという（下線部①）。ただし、もし儒者が自分の家のために古今を斟酌して礼を制作するなら問題はないが、天下のために礼を制作する行為は僭越である（下線部②）。そして、省菴がいう拘

28) 『中庸』第二十八章に「雖有其位、苟無其徳、不敢作礼楽焉。雖有其徳、苟無其位、亦不敢作礼楽焉」とあるによる。

29) 蘇洵『嘉佑集』卷六「春秋論」による。そこに、「春秋有天子之権。天下有君、則春秋不当作。天下無君、則天下之権吾不知其谁与。天下之人、烏有如周公之後之可与者。与之而不得其人則乱、不与人而自与則僭、不与人、不自与而無所与則散。嗚呼。後之春秋、乱耶、僭耶、散耶」とある。

泥と僭越の二つの問題について、仁斎は僭越の方が拘泥より罪深いと見る。それゆえ、まずは古代の礼に従い、現実的に今の世あるいは日本に合わない状況に遭う場合は簡略化したうえで、今の慣習を用い、その場で判断するのがよい。その場合、『文公家礼』および『儀礼通解』（『儀礼経伝通解』）という朱子の礼学に関する著作を参照し、自ら制作する必要はないという（下線部③）。ただし、礼経の範囲は広すぎるため、「初学の士」にはにわかに通じにくい。そこで仁斎は「魏鄭公」にならって礼資料の分類・整理をしようと企てたことがあるという。「魏鄭公」とは唐の魏徴のことであり、『類礼』³⁰⁾二十巻があったと伝えられる。仁斎は、省菴のいうように日本の家礼を制作するのではなく、魏徴のように、後世のために五経や『荀子』における礼の記述を編集してそれに漢唐註疏や儒者たちの議論を付して礼学の集成書を作る計画を持っていたのであるが、残念ながらこれは実現しなかった（下線部④）。ただ後になっても、仁斎は『童子問』の中でこの件について言及している。

論語曰、先進於礼楽、野人也。後進於礼楽、君子也。若用之、則吾從先進。以此推之、礼記諸篇、大類皆繁文縟節、恐非盛周之礼、審択之可矣。（予）欲因夫子之意、斟酌裁定以為一書、有志而未果。（林本 下六）

下線の箇所は、上記書簡の中で言われる礼書と同じものを指すと考えられる。仁斎は寛文期において具体的な礼制のあり方に深い興味を示していたのである。実際に彼が弟子たちと一緒に礼経を読み討論していたことはすでに見たとおりである。この時期の日本の儒者たちは、日本における儒教礼学の実践という問題、すなわち儒礼の受容について関心を払っており、仁斎もその中の一人であったことになる。

こうした礼学に関する討論は、同志会での活動³¹⁾、学塾での読書会、および省菴らとの間の交流で展開されたものと思われる。省菴の「与浜田敬庵 其三」³²⁾には、

深衣一領、謹壮行色。此制未詳。漫從臆度之見、是正此兄。

30) 魏徴は鄭国公に封じられた。その著に『類礼』があり、『旧唐書』卷七十一列伝第二十一「魏徴伝」に、「徴以戴聖礼記編次不倫、遂為類礼二十卷、以類相從、削其重複、採先儒訓注、擇善從之、研精覃思、數年而畢」とある。『旧唐書』卷四十六志第二十六「経籍上」に、「『次礼記』二十卷魏徴撰」という。ただし、この本は佚書となった。仁斎は『旧唐書』からこの本を知ったのではないかと考えられる。

31) ちなみに、同志会は寛文年間の仁斎の活動の中心である。

32) 注27『安東省菴集 影印編 I』、464頁。

とある。「此兄」は仁斎を指しており、省菴が深衣の制度について仁斎と議論していたことがわかる。省菴の立場は、『礼記』や『家礼』に見える深衣を日本の儒者の礼服としようとするもので³³⁾、仁斎との議論もそうした関心にもとづくものであったろう。たとえば、省菴の朱舜水宛書簡には「(省菴問、引用者注) 将以深衣為日本儒者之礼服、如何。(舜水答、引用者注) 頗好。但図中有差処。不佞不解。又無余銀、可令裁工制来」とある³⁴⁾。前半は省菴による質問であり、後半は舜水による回答である。こうしてみると、仁斎と省菴との間で礼の具体的な内容についてさまざまな議論があったことは推測するに難くない。

舜水は礼制に関する省菴の疑問に対して、しばしば明代の風俗を参照していた³⁵⁾。こうした舜水の態度は仁斎にも間接的に影響を及ぼしたと考えられる。礼学の実践について仁斎は崎門学派と違い、儀礼の形式よりも礼意の方を重んじ、日本の風俗を重視するという特徴が見られるのである。こうした仁斎の態度は、彼のこの時期の文章の中にも見えるので、次節で分析したい。

4 寛文期の思索から延宝期の実践へ

寛文七年に成った「私擬策問」(仏説)³⁶⁾には、

蓋仏法流伝我国、殆千有余歳矣、塗民耳目、移民心志、仰之超神明、敬之過父母、上倚之以為法、下守之以成俗、若遽去之、則如出欄之豚、不可追蹤、如解条之鷹、不可尋求。偷常未修、姦伏先發、教法未立、偷盜並起。如決河之堤、汪汪乎莫之能防、如敗軍之將、滔滔乎莫之能令。而泛濫崩壞、何所底止。此又所当深慮也。

とある。ここには仁斎の風俗に対する態度がはっきり示されている。すなわち、仏教の風俗は既に人および社会に深く浸透しているため、もしそれを無理やり排除すれば逆に社会に大きな悪影響をもたらすという。そのため、仁斎は古礼と風俗の両方に従う折衷的な立場をとった。こうした仁斎の立場を念頭に置きつつ、上記引用の策問より少し以前に撰述された「漢文帝除

33) 深衣については、吾妻重二「深衣について — 近世中国・朝鮮および日本における儒服の問題 —」(松浦章編『東アジアにおける文化情報の発信と受容』、2010年)が詳しく論じている。それによれば舜水は結局、深衣を復原できなかった。省菴のこうした希望も実現しなかったのである。

34) 注12『安東省菴集 書簡篇 附 朱舜水関係史料』、151頁。

35) 注47に触れる棺製図は、舜水が明の風俗を参照して作ったものの一例である。

36) 『古学先生文集』巻五。

肉刑論」を読むと、そこには聖人の礼の制作に関する考えが示されている。

嘗觀聖人之制礼、因古而存者有矣、就旧而改者有矣、以義而作者有矣、隨俗而行者有矣。要之皆非以意穿鑿、一時撰出者、吾疑肉刑亦必是聖人依俗而用之者也。

これによれば、聖人による制礼は四種類に分けられる。すなわち古礼をそのまま使うもの、古礼を改訂するもの、義にもとづいて制作するもの、慣習すなわち風俗に従って行うものである。そうであれば、風俗の一部は聖人によって礼に組み入れられるわけである。肉刑もそうだという。その意味で、仁斎にとって風俗は礼に関わる重要なものであった。

次に、延宝初年に作られた「八尾君玄長墓誌銘」³⁷⁾に、

棺椁衣衾、雖頗隨時宜、其意乃以循古礼為本、可謂善處者也。

とある。葬式のやり方は当時の風俗に従うが、その意は古の礼に従うという。古礼を基本としさえすれば、たとえ棺椁衣衾などの制作が時宜や風俗に従ったとしても、それは正当な対処方法だということである。実際に仁斎自身も、このような考えを踏まえて自己の家の儀礼を行ったと見られる（後述）。

同じような考えは、『論語古義』第二本（天理大学附属天理図書館古義堂文庫所蔵）の中にも見える。第二本の成立時間は「八尾君玄長墓誌銘」の後と想定できる³⁸⁾。第二本「子罕」篇の麻冕礼也章の大注に次のようにある。

蓋礼起於俗、故有宜於古而不宜於今者矣、有不宜於古而宜於今者矣。違衆從礼、固道也。苟不宜於俗、則棄礼而從俗、亦道也。非德邵道全而得處時之權衡者不能也。³⁹⁾

これによれば、礼は聖人の時代における風俗に起因する以上、今の世に合わない部分もある。

37) 『古学先生文集』卷三。

38) 「八尾君玄長墓誌銘」の撰述時期は延宝初年、仁斎の両親が亡くなる前と考えられる。第二本『論語古義』は、延宝期以降、天和期以前に成立したと想定できる。

39) この大注は、仁斎生前最後の稿本『林本』には見られないが、同章『林本』には、「蓋麻冕以從衆為善、拜下以違衆為是。其一從一違、皆道之所在」（大注）、「苟合於義、則俗即是道、外俗更無所謂道者」（論曰）とある。この趣旨は第二本と一致すると考えられる。

風俗に従わずに礼に従うのはもちろん道であるが、礼に従わずに風俗に従うのもまた道とされている。その場合、両者を正しく折衷する「権衡」が重要であるという。同じ第二本「子罕」篇第二十九条の小注および大注には、

(小注) 権、称錘也、所以称物而知軽重者也。可以権、謂可以称軽重、使合義也。

(大注) 先儒以経対権非也。権字当以礼字対。孟子曰、男女授受不親、礼也。嫂溺援之以手者、権也。蓋礼有定体、而権自我而制者也。故権非時中之君子則不能焉。而非能権亦無以蓋君子之道。故曰執中無権、猶執一。

とある。権とは物の重さを測る道具である。一般に権という語は権(かり)の対応、臨機の措置の意味で使われ、およそ「経」という語の対義語とされる。ところが、下線に示したように、仁斎はあえて権を礼の対義語とする。権は具体的な状況下で礼に合わない風俗にどう対処するか、その判断および行動である。「義に合わせしむるなり」、「権は我よりして制する者なり」というように、権は「定体」である礼に対して、「我」という主体が義にもとづいて具体的な状況の中で採る対応である。したがって、権を行うのは「時中」(時に中す、『中庸』の語)の道を知っている君子である、という。この小注の内容は仁斎生前最後の稿本である『林本』⁴⁰⁾まで継承され、大注は「論曰」の内容に吸収され、「蓋礼有定体、而権自我而制者也」の内容は消える。注目すべきは、『林本』には、礼を損益すべきものとし、権を学問の要として誰でも使えるものと見なしていることである。これは後に、仁斎の礼学思想がさらに発展したことを示している。

では次に仁斎自身の実践について述べたい。延宝元年(一六七三)、京都の大火のために仁斎は大恩寺に寄宿したが、同年に彼の母は食道の病気が悪化し、亡くなった。仁斎はそれから三年の喪に服する。その最中の延宝二年(一六七四)には、仁斎の父も亡くなった⁴¹⁾。仁斎はまた三年の喪に服し、合わせて四年の喪に服したことが知られている。三年の喪は古代儒教におけ

40) 『林本』には、「論曰、漢儒以経対権、謂反経合於道為権、非也。権字当以礼字対。孟子曰、男女授受不親、礼也。嫂溺援之以手者、権也。蓋礼宜損益、而権制其宜者也。故以礼字対之、則可。以経字対之、則不可。何也。漢儒以湯武放伐為権、故有此説。殊不知経即道也。既反経焉、能合於道、天下之所同然之謂道、制一時之宜之謂権。湯武之放伐、蓋順天下之心而行之、仁之至、義之尽、而非制一時之宜之比。故当謂之道、不可謂之権也。先儒又謂、権非聖人不可用、尤非也。夫権、学問之至要、猶操舟之工、転舵制帆、隨波上下。若否、則覆没必矣。故孟子曰、執中無権、猶執一也」とある。

41) 伊藤東涯「先府君古学先生行狀」に、「延宝癸丑五月。京師大火。先生遭災。僑居於京極大恩寺。(中略)是歲七月十一日。孺人遂終於僑居。(中略)明年九月十日。了室府君亦卒。服喪通前凡四年云」とある。

る基本的な礼であるが、服喪の実際の時間は儒者の間で意見が違う。仁斎の場合は、父が延宝二年九月十日に亡くなったが、塾を再開したのはその二年後の延宝四年（一六七六）の十月である。つまり、父の死に対して仁斎は二十五か月間の喪に服したことになる。この期間は『春秋公羊伝』および『荀子』に記録された三年の喪の時間に一致する⁴²⁾。したがって、仁斎は『春秋』および『荀子』を参考にしたと思われる。本来、三年喪の期間の服装については多くの制度がある。仁斎の三年の喪については具体的な記録が残されていないため、彼がどのような服装の制度に従ったかはわからないが、当時の日本の風俗に従った可能性が高い。また彼は四年の間、同志会の活動を停止した。

三宅正彦氏の研究によると、伊藤家は代々仏式の葬儀をとり行い、信行寺に埋葬してきた⁴³⁾。しかし仁斎の母を初めて二尊院に葬り、それ以来、伊藤家は二尊院に墓地を営むことになった⁴⁴⁾。仁斎の母は寿玄孺人という儒式の諡号で呼び、また棺の様式も儒式であった。「葬には臥棺を用ふ。上濶下窄、結ぶに艮を以てす。則ち子様的小木なり。塗るに瀝青を以てす」（「里村氏墓記」）⁴⁵⁾と記されている。また、「柩ハ臥棺ヲ用ユ、板ノ原サ一寸位、上濶下窄、釘ヲ用ヒス、細腰ノ小木ヲ用ヒテ連合ス、其上四方上下、瀝青ヲ以テ塗ル事一寸位、角々板ニテ包ミ、別ニ椁ヲ用ヒス、壙中ニ漆膠ヲ以テカタメル事ナリ」（伊藤東岸『家訓大略』）⁴⁶⁾という。これは臥棺や瀝青を用いることなど、明らかに儒式の葬儀である。火葬も行われない。

この棺は、省菴が舜水から貰った棺制図⁴⁷⁾とは違い、釘を用いていない。これに対して、省菴の方は四つの釘を使っており、これは舜水が明の風俗を参考にして作ったものと考えられる。「釘ヲ用ヒス」というのは、『礼記』檀弓篇上の孔穎達疏に「棺束者、古棺木无釘、故用皮束合之」とあるのによる。また「其上四方上下、瀝青ヲ以テ塗ル」、「壙中ニ漆膠ヲ以テカタメル」とは、朱熹の『家礼』を参照したものであろう。『家礼』に、「内外皆用灰漆、内仍用瀝清溶濁

42) 『荀子』礼論篇に「三年之喪、二十五月而畢」とあり、『春秋公羊伝』閔公二年伝に「三年之喪、實以二十五月」とある。

43) 三宅正彦『京都町衆伊藤仁斎の思想形成』（思文閣出版、1987年）第二章「思想の社会的基礎」の第三節「伊藤家の菩提寺」を参照。

44) 注43第二章「伊藤仁斎に関する基礎的考証」の第二節「伊藤家系譜考証」を参考にした。現在の伊藤家墓地については吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について——東アジア文化交渉の視点から」（三）（『関西大学東西学術研究所紀要』第55輯、2022年）の調査が有益である。それによれば、伊藤家の墓はいずれも『家礼』式である。

45) 注43、79頁を参考にした。

46) 加藤仁平『伊藤仁斎の学問と教育』（第一書房、1979年）、附録第三『家訓大略』、882頁。

47) 『安東省菴集 影印編Ⅱ』（柳川市史編集委員会、2004年）、『心喪集語』、367頁。この図は『朱氏談綺』巻上四五葉表「棺製」に載せる図とまったく同じものである。

(中略) 程子曰、雑書有松脂入地千年為伏苓、万年為琥珀之說、蓋物莫久於此、故以涂棺、古人已有用之者」とあるからである。また『家訓大略』には、東所の時代、「喪祭ハ文公家礼等ヲ取捨シ并古來仕來ノ例モアリ、一ヲ以テ泥ムヘカラス」と記されている⁴⁸⁾。

このように、伊藤家は儒式の葬儀を行ったが、一方で、従来の慣習にも従っている。仁斎の『日記』には次のようにある。

天和二年九月

十日 晴

一、了室様（仁斎の父、引用者注）期日にて、信行寺之道竺被出候。⁴⁹⁾

仁斎は両親を儒式で埋葬したが、毎月の父の命日には伊藤家の菩提寺信行寺から僧が来宅して法事をしたというのである。こうしたことは前述の寛文期以来の仁斎の礼学思想によるものである。

5 延宝期以降の古義堂の礼学研究と文章作成

礼学の研究および文章作成は、古義堂において一貫して重要視されてきた。現在、延宝年間の記録は確認できないが、天和年間の仁斎の『日記』および東涯の元禄の『日記』・『家乗』などが残っており、そこから古義堂がどのような活動を行っていたかが確認できる⁵⁰⁾。

まず注目すべきは礼学関係の読書会である。天和年間の仁斎の『日記』によれば、『大学衍義』と『大学衍義補』の読書会が毎月二・七日で定期的に行われていたことが確認できる⁵¹⁾。この読書会には、公家の勘解由小路韶光や花山院定誠などが参加し、また仁斎の弟子である北村篤所、荒川景元、法印村上冬嶺なども加わっていた。『大学衍義補』は制度と深く関わる書物であり、このような制度に関する書物の読書会は後に東涯の制度研究、すなわち『制度通』

48) 注46『伊藤仁斎の学問と教育』、882頁。

49) 天理図書館善本叢書と書之部編集委員会編『仁斎日記』（八木書店、1985年）、48頁。

50) 仁斎と東涯の『日記』・『家乗』は、いずれも天理大学付属天理図書館古義堂文庫に所蔵される写本である。

51) たとえば、(天和三年五月) 十二日 一、会所へまいり候。王槐野之集やめ申候て、大学衍義之会之約を仕候。

(天和三年五月) 廿七日 はる 一、昼すぎ[より]北村伊兵衛宅へ越。勘解由小路殿など御出。大学衍義之会御座候。二巻め相すみ申候。

(天和三年閏五月) 廿二日 晴 一、追付、北村伊兵衛致同道平野勘解由小路殿へ大学衍義補会御座候。(伊藤仁斎天和日記)

の形成とも密接に関係していると考えられる。もちろん、この読書会は仁斎の寛文年間の礼学研究の延長線上にある。

さらに、東涯の元禄二年（一六八九）と三年（一六九〇）の『日記』には、『家礼』と『礼記』の読書会開催が確認できる⁵²⁾。『家礼』の会は毎月の五・十の日に行われ、『礼記』の会は一・六の日に開催された。この時期の仁斎はすでに『礼記』を漢儒の作と見ていたが⁵³⁾、『礼記』を完全に否定するのではなく、礼書として重視していたことは寛文年間と同様である。東涯弟、蘭嶋の享保日記『抱藪斎日乗』にも『礼記』の読書会が記録されており、他にも『周礼』の読書会の開催も見受けられる⁵⁴⁾。このように、古義堂における『礼記』などの礼書の読書会は定期的に行われていた。

また、仁斎と東涯の『日記』や『家乗』には、古義堂側が葬儀に関連して墓碑銘や神主の書付の依頼、題主などの事例が確認できる⁵⁵⁾。これらの事例はいずれも、古義堂が礼学とその実践を重視していたことの証拠と考えられる。

文章作成に関する古義堂の動きはかなり多い。この点については、澤井啓一『伊藤仁斎』終章第三節に詳しく論じられているので、ここでは簡単に触れるにとどめる。

52) たとえば、(元禄二年) 閏正月 朔日 己亥 ○礼記会朝飯後ニ有之月令仲夏之月ヨリ土潤迄其後譯唐鑑会有之

(元禄二年 閏正月) 十日 戊庚 ○家礼会朝飯後ニ有之昏礼畢

(元禄二年 閏正月) 十一日 ○礼記会仲秋濟

(元禄二年 閏正月) 十五日 ○家礼会 葬礼ノ始

(元禄二年 閏正月) 十六日 ○礼記会月令孟冬畢 (伊藤東涯『元禄二年己巳日録』)

53) 『大学非孔氏之遺書弁』に、「孟子之書、亦羽翼論語、而其詞明白、其理純粹。非若礼記諸篇、出於秦人坑燔之余、而成於漢儒附会之手」とある。

54) たとえば、(享保三年四月) 九日晴 (中略) 礼記月令篇会読、仲春今終ニテ。

(享保三年二月) 廿三日 (中略) 今夜与朝枝氏読周官。(伊藤蘭嶋『抱藪斎日乗』、天理大学附属天理図書館古義堂文庫所蔵)

55) たとえば、(天和三年十一月) 十四日 晴 一、平井友賢親父宗誉の神主之書付頼候由にて、味木松仙致持参書候。

十七日 陰寒夜風雨 一、緒方宗哲被出。先日被頼候井上誠庵小石碑、令改正つかはし候。

(天和二年十二月) 廿一日 晴 一、中江平八親父の神主書付被頼候。并に石碑之書付いたし、平八へ渡候。(伊藤仁斎天和日記)

(元禄二年十二月) 四日 ○今日小出権之佐殿両親の神主之櫃並内室神主相調差下申候。(伊藤東涯『元禄二年己巳日録』)

(元禄九年七月) 十八日午後より蓮台寺へこし茂七郎取葬ス。(中略) 葬壇前にて主を題シ。夜初更過かへる。(伊藤東涯『元禄九年丙子』)

ちなみに、東涯の作った神主の図は吾妻重二『家礼文献集成 日本篇』七(関西大学出版部、2018年)の43頁および329頁以下を参照のこと。

およそ延宝九年（一六八一）から、古義堂の塾で訳文会や巡訳会などが定期的に開催されたことが、古義堂文庫所蔵の仁斎の訳文⁵⁶⁾や仁斎・東涯の『日記』、『家乗』からわかる。天和年間には、訳文会は初め三・八の日に開催されていたが、仁斎の病気で一時休止され、後に毎月三回、一日の日に開催されるようになったことが仁斎の天和年間『日記』に記録されている⁵⁷⁾。注目すべきは、訳文の内容が史論と関係するものが多いこと、巡訳が碑文と関わる場合が多いことである⁵⁸⁾。この時期から東涯が訳文の訓練を受けたことも確認できる。

東涯はこれを踏まえ、貞享三年（一六八六）、十七歳の時に『助字考略』という文章作成のための用例集を作った。東涯は早くから文章作成に強い関心を持っていたことがわかる。元禄期に入ると、東涯はさらに文章作成に努力し、『文章欧治』を校定、刊行した。『文章欧治』は中国元代の陳繹曾の著作で、近世日本の漢文の文章作成に大きな影響を与えた書物である。他に、東涯の元禄二年と三年の『日記』⁵⁹⁾では、訳文会が一・六の日で定期的に開催されており、主に『唐鑑』がとり上げられた。他に唐宋八家文の読書会も開催された。また、一・十の日には勘解由小路韶光が主催した『法言』の会があった。『法言』については、東涯はこの書が文章作成に役に立つと認識していた⁶⁰⁾。また、東涯の『家乗』には元禄十五年（一七〇二）に愛宕の僧侶が主催した『文章軌範』の読書会に参加した記録も残っている⁶¹⁾。このほか、文章作成のための工

56) 『古義堂文庫目録』（天理大学出版部、1956年）によれば、最も古い訳文は、延宝九年三月二十五日で訳された欧陽脩の「仁宗皇帝御飛白記」である。

57) 『日記』によれば、天和二年七月廿六日から、仁斎がひどい痢病にかかったため、講尺、読書会や訳文会などはすべて延期になった。天和二年九月七日、仁斎はようやく回復したという。この件については、中村幸彦『中村幸彦著述集』第十一卷（中央公論社、一九八二年）、五一―五五頁を参照のこと。

58) たとえば、(天和二年十一月) 十一日 暖晴 一、訳文会。唐明宗論。一、巡訳文。長崎や庄三郎、欧陽永叔忠武軍節度武恭公神道碑百五十五字。

廿一日 晴 一、訳文之会有之候。五代史唐廢帝・晋出帝論二篇。巡訳、宮原又兵衛。王武恭碑銘先日之後。(伊藤仁斎天和日記)

59) たとえば、(元禄二年) 閏正月 朔日 己亥 (中略) 其後譯唐鑑会有之

(元禄二年) 二月 朔日 ○礼記会譯文会

(元禄二年 四月) 十四日 晚ニ八大家会

(元禄二年) 五月 朔日 ○平野(平野は勘解由小路韶光の居所、引用者注)へ揚子法言会ニ罷越候。(伊藤東涯『元禄二年己巳日録』)

『唐鑑』の訳文について、現在古義堂文庫には、『復唐鑑訳』三冊(請求記号、古二十一―五)が存在する。貞享二、三年から元禄元年までのものである。元禄二年以前はすでに『唐鑑』を取り上げたことは明らかである。

60) 然(法言、引用者注) 繪章琢句、組織餽釘、實作文取材之淵藪也。(古義堂文庫所蔵『新纂門目五臣音注揚子法言』における伊藤東涯の書き入れ)

61) (元禄十五年) 十一月十三日 愛宕教学院之里坊狩野の辻子へ行、軌範之会あり、主僧ニ初而近付ニ成ル。(伊藤東涯『東涯家乗』)

具書である東涯の『用字格』の序文は元禄十六年（一七〇三）に成ったが、『用字格』はその後も編集され続けていた。これらの記録はいずれも古義堂が文章作成を重視していた証拠である。

最後に東涯の『作文真訣』に触れたい。この書の序文は元禄十一年（一六九八）に書かれている。そこには、道の解明において文章の重要性が強調され、技法よりも文章の自然さが重視されている⁶²。「二曰結構有所失之弊」には「蓋文有一篇主意、有一篇綱領。作文者、須使一篇主意通篇貫穿、先伏後應、前抑後揚、一瀉千里、脈絡無礙」と述べられている。これによれば、文章にはまず「主意」と「綱領」が必要であり、文章作成においては文章前後の意味が一貫しなければならないという。前に引用した舜水の文章論でも、「凡作文宜相題立意、先使規模大定、中間起伏佈置。要有法有情。一篇脈絡要使一气。若断続不貫、先後倒置、雖文詞秀麗、亦不入格矣」（安東家史料一二九四）と述べられており、東涯の文章論と基本的に一致している。これは舜水の直接の影響とは言えないが、仁斎の影響⁶³、そして省菴の文章の影響がある（後述）とは言えるであろう。

6 延宝期以降の交流

さて、仁斎と省菴との交流についてであるが、なぜか寛文年間以降、仁斎と省菴との書簡は見当たらないようである。これは延宝元年から、仁斎が合わせて四年の喪に服したことが関係しているかもしれない。そして、管見の限り、後年、仁斎の舜水に関する言及も彼の著作中には存在しない。

省菴門人の片岡宗純については、天和年間における江戸での活動が確認できる。省菴の柳川震沢（一六五〇～一六九〇）宛て書簡に、

往月敝友片岡宗純自東武齋和韓唱酬集来。（中略）令師順菴先生、去年得特徵為天下之儒宗。（中略）去年宗純在東武、屢蒙先生之齒及孫陽一盼、価増十倍。（中略）賤子元簡賦一

62) 「文雖行之余、而所以明道解經者、非由此則不能（中略）無毫黠飾、無毫造作、而後可以当君子之論矣」という。非常に面白いことに、徳川光圀は、「書格銘 並序」（『常山文集』巻二十、早稲田大学図書館所蔵）および「跋都氏文集補遺」（『常山文集』巻十九）という二つの文章がある。この二つの文章の成った時期は特定できないから、舜水の影響があるかどうかとも判断できないが、「学之為学、身行道德也。所謂文者、貫道之器也」（『書格銘 並序』）、「文者貫道之器也」（『跋都氏文集補遺』）とある。この考え方はここにある東涯の考え方とはかなり似ていると考えられる。ここでは言及にとどまるしかないが、今後の課題としたい。

63) 注目すべきは、元禄初年から、東涯は仁斎の旧作を集めて『文集』として整理したことである。

篇敬求雌黄。⁶⁴⁾

とある。この書簡には「且読唱酬集、始知先生賢」という語も見え、先生とは木下順庵のことであるため、ここにいう『和韓唱酬集』とは天和三年に刊行された同書を指すに違いない。元簡（一六六六～一七〇二）とは省菴の子である。また、「天下之儒宗」とは天和二年、順菴が徳川綱吉の侍講となったことを指すと考えられ、これらをふまえて考えると、この書簡は天和三年のものと考えられる。天和時期、宗純は東武（江戸）で省菴の発信役を果たしていたことがわかる。

ところで現在、古義堂文庫には「奉安東省菴書」（請求記号、古四十一-二-三十八）という東涯の省菴宛書簡が保存されている。この書簡の執筆時間は元禄初年と推定できる⁶⁵⁾。そこに次のようにある。

且家父嘗有通信、以此素服先生之名、徳業文章（中略）故毎聞有識先生者、必干託乞仮、著録蔵之。序記賛箴古賦碑銘書雜體、蔵之于予家者、可三四十篇。什襲珍奇、拱壁不啻、捧誦味之、平易坦粹、逸宕頓挫、如瀾如漣、如岳斯屹、非世之籍擧比之所能比靡、豊禄飴肥、引醇以策刻鉅釘、咕譽乎愚瞽者之所能窺其一班也。開国以來、一人而已。屬者中津釋道香師書來云、去年到貴邑（中略）且袖僕文字呈左右、先生甚加褒賞（中略）香師又云、若欲奉候為之通書。僕益欣持、不顧其礼之当也与否、迅筆裁書、欲隸姓名於門下、鄙文三篇録呈。

ここに「且つ家父嘗て通信有り、此を以て素より先生の名に服す」とあるように、東涯の父仁斎は省菴との書簡のやりとりを通して省菴に敬服していた。また、中津の僧侶道香が省菴に見せた東涯の文章が省菴によって褒められ、東涯は感謝の意を込めてこの書簡を書いたことがわかる。東涯は省菴の文章を高く評価し、「開国以來、一人のみ」と述べている。また、東涯が

64) 注12『安東省菴集 書簡篇 附 朱舜水關係史料』、177頁。

65) 東涯の「奉安東省菴書」には、道香が省菴を訪ねたことが言及されている。「中津釋道香師書來云、去年到貴邑」とあることから、「奉安東省菴書」は省菴を訪ねた翌年頃に完成された文章だと考えられる。一方、省菴「送宝蓮坊序」（東涯『先游伝』によれば、宝蓮坊と道香は同一人物である）によれば、道香は仁斎を訪ねた後、貝原益軒を訪ね、その後17年ぶりに省菴を訪ねたという。『益軒資料』二（九州史料刊行会、1956年）「日記五号」によれば、道香は貞享四年七月七日に益軒を訪ね、同月二十九日に中津に帰った。益軒の「送道香上人序」が益軒の『自娛集』巻七に収録されている。以上の資料によれば、「奉安東省菴書」は早くとも遅くとも貞享五年（元禄元年）以降の作と考えられる。

三、四十篇の省菴の文章を家蔵していることから、文章の作成に関して彼が省菴の影響を受けていた可能性が高いと考えられる。東涯の文章論が舜水のものと同じ点も、省菴の影響の可能性があると考えられる。また「姓名を門下に隸せんと欲す」とあるように、東涯はみずから省菴に入門したいと願い、三篇の文章を上呈している。このほか、道香のような僧侶を通じ、古義堂が他の知識人と連携することができた点も注目に値するが、古義堂のこうしたネットワークについては今後の課題として探求すべき事項であろう。

省菴の評価についていえば、仁斎の第二子である梅宇の『見聞談叢』には、「或は九州にて安東省菴守直出でられ、文の格律なども直れる様になりたり⁶⁶⁾」という記述があることが注意される。このような省菴への評価は古義堂における共通の認識だったようである。省菴の功績は日本における漢文の格律を直したことにありとされるが、その大きな要因は省菴が舜水の影響を受けて本格的な漢文文章を著したことに起因するといえよう。仁斎自身も舜水に直接の門弟として師事することはなかったが、文章の領域においては影響を受け、舜水の門人と自称して舜水や省菴に最大の敬意を払っていた。東涯も、こうした仁斎の認識のもとで育てられたのである。

最後に、仁斎と省菴の関係について、『見聞談叢』に、次のような逸話が残されている⁶⁷⁾。省菴の子である元簡が水戸から帰郷する際、仁斎は家を掃除して元簡の訪問を待ったが、結局会うことは叶わなかったというのである。このエピソードは舜水や省菴に対する仁斎の深い敬意を物語っている。なお仁斎の没後、元簡の子である喜十郎（守経）は上洛して東涯のもとで学び、梅宇と親しく交流した。

おわりに

本稿は寛文年間における仁斎と舜水、省菴一門とのやりとりの経過を検討し、舜水や省菴が仁斎に与えた影響を明らかにした。寛文年間の仁斎は省菴を通じて自身の文章を舜水に送り、修正を依頼した。現在の『古学先生文集』における仁斎の寛文期の文章およびそれ以前の旧作は、舜水の手によって修正されたものが少なくないことが再確認されたであろう。舜水との交流により、仁斎が大いに刺激を受けたことは容易に想像できる。また、仁斎が文章作成をきわめて重視したことも間違いない。こうした仁斎の姿勢は、東涯に影響を及ぼし、結果的に古義堂側の文章作成に関わる研究および文字に関する小学研究に結びつくこととなった。

66) 亀井伸明校訂『見聞談叢』（岩波書店、1940年）、67頁。

67) 注66『見聞談叢』、154頁。

一方、仁齋と省菴のやりとりは、礼学を一つの中心として進められ、特に具体的な礼制および礼学の実質についてさまざまな議論が展開された。これまでの古義堂研究は、古義堂の礼学をあまり重要視してこなかったが、実際には、仁齋は寛文年間から礼学に注目し、延宝初年の両親の死をきっかけに具体的な実践を行ったようである。その著作にも、「漢文帝除肉刑論」や『論語古義』第二本のように礼学思想に関連する記述が散見される。そして、古義堂ではその後も礼書・礼学研究を継続した。その研究の最も重要な形式は読書会であり、町人だけでなく、公家衆、僧侶、医者など、さまざまな身分の人々が参加していたのである。本稿ではそうした礼学研究の広がりについては簡単に触れるにとどめたが、今後、引き続き古義堂の交友関係に目配りしつつ、その学問のあり方について究明していく所存である。

